

京都市告示第513号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項第5号、第6号、第8号及び第10号の規定に基づき、次のとおり指定居宅介護、同行援護、重度訪問介護及び行動援護事業者の指定を取り消します。

令和7年12月1日

京都市長 松井孝治

事業者の名称	事業所の名称及び事業所番号	事業所の所在地	サービス種別	取消年月日
株式会社C I . P R O D U C E	ケアサポート禅和 2610681351	左京区松ヶ崎雲路 町17番地1 A I M北山3-北	居宅介護、同行 援護、重度訪問 介護、行動援護	令和8年 2月1日

(保健福祉局保健福祉部監査指導課)

(保健福祉局障害保健福祉推進室)